



北海道



北海道ビジネスページ

2020年8月

その先の、道へ。北海道
Hokkaido. Expanding Horizons.

アクセスページ

北海道の広報

検索

お問い合わせは▶マークの担当者まで

道庁広報広聴課 ▶(011)204-5110

道庁ホームページアドレス

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp>

次回の掲載は10月29日(木)の予定です。

この夏も、無理のない範囲で節電を

節電・省エネは、電気を家庭や企業に安定的にお届けし、地球温暖化を防止する大切な取り組みです。道民の皆さん、企業の皆さんには、無理のない範囲での節電をご理解とご協力をお願いします。



エネーズ

北海道の節電

検索

▶環境・エネルギー課【▶011-204-5320】

公共施設等の利活用について

道では、民間企業の皆さまが、道内市町村と協働で地域創生のプロジェクトを推進する際に利活用いただける、現在は使用されていない公共施設等の一覧や利活用の事例を紹介しています。詳しくは、道のホームページに掲載している各施設情報等をご覧ください。

北海道 公共施設の利活用

検索

▶地域戦略課【▶011-204-5131】

労使関係セミナーのご案内

労働問題、労働委員会が行う集団的労使紛争や個別労働紛争の処理について、「賃金に関する基本問題」をテーマに、最新の法改正や新型コロナウイルス感染症への対応を交えたセミナーを開催します。※状況によってネット配信等へ変更の可能性があります。詳細はホームページをご確認ください。

日時：令和2年10月12日(月)13時30分～17時(開場13時)

場所：道民活動センター(かでる2・7)かでるホール

北海道労使関係セミナー

検索

▶労働委員会事務局【▶011-204-5662】

ご存知ですか？個別的労使紛争のあっせん

道労働委員会では、労働者個人と使用者の間で発生した解雇・パワハラ・労働条件などの職場でのトラブルを、労働委員会の委員が間にに入って、双方による円満な解決を目指す「個別的労使紛争のあっせん」を行っています。簡易・迅速・無料の紛争解決手続きで、労働者、使用者どちらからでも申請できます。詳しくはホームページをご覧ください。

北海道 労使紛争

検索

▶労働委員会事務局【▶011-204-5667】

個人事業税のお知らせ

事業者が収益活動を行う際に、道路、港湾などの公共施設を利用するなど、さまざまな行政サービスを受けていていることから、その経費の一部を負担していただくため、事業を行っている個人に課税されるものです。個人事業税は8月と11月の2回に分けて納めます。忘れずに納めましょう。

第1期分の納期限は8月31日(月)です。

■納税の猶予について

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等の収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少したため道税を一時に納税できないときは、申請によって納税が猶予される場合があります。詳しくは、道税ホームページをご覧いただくか、最寄りの総合振興局、振興局または道税事務所へご相談ください。なお、個人事業税第1期分の納税が困難な場合における徴収猶予の特例は、8月31日(月)が申請期限です。

北海道 個人事業税

検索

▶お問い合わせは最寄りの総合振興局、振興局または道税事務所へご連絡ください